

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画の認定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同条第一項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同規則第一条の三第一項の表二の(二)項(ロ)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同項の表一の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、同法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、同法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を</p>	<p>（計画の認定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同条第一項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同規則第一条の三第一項の表二の(二)項(ロ)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同項の表一の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、同法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、同法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をい</p>

いう。)を有する建築物については同表の(四)項に掲げる図書を、同法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(六)項に掲げる図書を、同条第九項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(七)項に掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(八)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(九)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(十)項に掲げる図書を、同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(五)項に掲げる図書を、建築基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(建築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(一)項に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げ

う。)を有する建築物については同表の(四)項に掲げる図書を、同法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(六)項に掲げる図書を、同条第九項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(七)項に掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(八)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(九)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(十)項に掲げる図書を、同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(五)項に掲げる図書を、建築基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(建築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(一)項に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げ

る建築設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同規則第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第六項の表の(イ)欄(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては同表の(ウ)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

4  
4  
9  
(略)

建築設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同規則第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第六項の表の(イ)欄(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては同表の(ウ)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

4  
4  
9  
(略)